

2014年7月28日

各 位

一般社団法人カメラ映像機器工業会

### CIPA DC-005 の入手に関するアンケート

本アンケートは、一般社団法人カメラ映像機器工業会（以下CIPAといいます。）に「CIPA DC-005の入手に関する同意書」（以下同意書といいます。）および「CIPA DC-005に関する声明書」（以下声明書といいます。）を提出される申請人（以下申請人といいます。）を対象として、記入・提出をお願いするものであります。

本アンケートは、CIPAとして、申請人の関係会社等（同意書第1条第1項に定める定義による）の状況を把握することおよび申請人が声明書の記載内容を理解されていることを確認することを目的としており、申請人の事前の同意なくして、その他の目的に使用することはありませんので、申請人におかれましては、本アンケートの該当事項にご記入のうえ、同意書および声明書とともに、CIPAまでご提出の程お願い申し上げます。

なお、申請人がアンケート用紙の質問2および質問4に法人の商号等を記載する必要がある場合には、申請人が声明書において選択する許諾条件は、申請人だけでなく、当該法人にも適用されることとなりますので、申請人におかれましては、予め当該法人より、申請人が選択する許諾条件に拘束されることおよびCIPAに声明書を提出することにつき承諾を取得しておくようお願い申し上げます。とりわけ、申請人がアンケート用紙の質問4に法人の商号等を記載する必要がある場合には、CIPAより、申請人が当該法人から承諾を得たことを証する書面の提出を要求することがありますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

- 以 上 -

年 月 日

一般社団法人カメラ映像機器工業会

申請人：

郵便番号：

住所：

会社名：

所属および役職：

氏名：

電話： FAX：

Email：

アンケート用紙（提出用）

**【質問 1】**

申請人は、ある特定の法人の議決権総数の過半数を直接または間接に保有していますか。

Yes No

**【質問 2】**

上記質問 1 の回答が Yes の場合には、申請人が議決権総数の過半数を直接または間接に保有している法人の商号、住所および代表者の氏名をご記入下さい。

**【質問 3】**

申請人は、ある特定の法人により議決権総数の過半数を直接または間接に保有されていますか。

Yes No

**【質問4】**

上記質問3の回答がYesの場合には、申請人が議決権総数の過半数を直接または間接に保有されている法人の商号、住所および代表者の氏名をご記入下さい。

**【質問5】**

上記質問2または4に記入された申請人は、CIPAに「CIPA DC-005に関する声明書」(以下声明書といいます。)を提出するにあたって、上記質問2または4に記載された法人より、申請人が声明書において選択する許諾条件に拘束されることおよびCIPAに声明書を提出することにつき承諾を取得する必要がありますが、申請人はこの承諾を取得していますか。

Yes                      No

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

東京都港区芝浦3-8-10 MA芝浦ビル  
一般社団法人カメラ映像機器工業会  
代表理事 御中

## CIPA DC-005 の入手に関する同意書

本書面は、カメラ映像機器工業会（以下CIPAといいます。）により策定された「PTP-IP」と称される技術規格CIPA DC-005-2005（以下CIPA DC-005 といいます。）に関連して、かかるCIPA DC-005 を記述した規格書（以下規格書といいます。）を入手するための同意書（以下本書といいます。）です。

本書をCIPAに提出する申請人（以下申請人といいます。）は、本書および本書に添付されたCIPA DC-005に関する声明書（以下声明書といいます。）に記名捺印のうえCIPAに提出することにより本書に同意したことになり、第2条第1項の規定に従い規格書を入手するために必要な情報がCIPAから開示されます。

### 第1条（定義）

1. 本書において関係会社等とは、ある特定の法人が議決権総数の過半数を直接または間接に保有する法人およびある特定の法人の議決権総数の過半数を直接または間接に保有する法人をいいます。
2. 本書において許諾製品とは、CIPA DC-005 に準拠した製品をいいます。
3. 本書において知的財産権とは、全世界の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権その他の知的財産権であって、出願中のものを含むものとします。
4. 本書において必須知的財産権とは、CIPA DC-005 を実施する際に必須となる知的財産権をいいます。

### 第2条（規格書の開示）

1. CIPAは、申請人が本書および声明書をCIPAに提出した場合にのみ、規格書を入手するために必要な情報を申請人に開示するものとします。ただし、申請人がCIPAにおけるPTPIP分科会に入会している場合は、かかる声明書の本書に基づく提出は要しないものとします。
2. 申請人は、前項によりCIPAから提供された情報および規格書の内容について、申請人の関係会社等以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。

3. 規格書は、許諾製品を開発、製造または販売する目的のためにのみ、申請人および申請人の関係会社等に開示されます。申請人および申請人の関係会社等は、許諾製品を開発、製造または販売する目的のためにのみ規格書を使用(その範囲内での複製は認められます。)することができますが、許諾製品以外のものの製造、開発、販売等のために規格書を使用することはできません。

### 第3条(制限)

1. 規格書は、予告なく改訂、修正、その他変更される可能性があります。
2. 申請人は、再使用許諾、譲渡、販売、頒布、リース、貸与その他の方法により、申請人の関係会社等以外の第三者に規格書を使用させることができません。
3. 申請人および申請人の関係会社等は、本書に定めるほか規格書の全部または一部を、複製、修正、改変、その他翻案等を行うことはできません。また第三者にこのような行為をさせてはなりません。
4. 申請人および申請人の関係会社等は、規格書に含まれる著作権表示を変更し、除去もしくは削除してはなりません。

### 第4条(表明)

1. CIPAは、CIPA DC-005 の作成にかかわった者から、他のCIPA DC-005 採用者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件として、無償を含む合理的かつ非差別的な条件で、CIPA DC-005 採用者に対して必須知的財産権の実施または利用を許諾する旨の声明書を得ています。
2. 前項の規定にかかわらず、CIPAは、申請人と必須知的財産権の権利者との間の交渉には一切関与せず、また両者間の許諾条件、その他許諾交渉の結果について、いかなる責任も負いません。

### 第5条(帰属)

1. 規格書に関する著作権は、その内容によりCIPAまたはCIPAのライセンサーに帰属します。本書に明確に定める場合を除き、規格書に関するCIPAまたはCIPAのライセンサーの著作権その他の知的財産権が、明示たると黙示たるとを問わず、本書によって申請人または申請人の関係会社等に譲渡あるいは許諾されるものではありません。

### 第6条(否認および免責)

1. 規格書は、『現状のまま』の状態です。CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社(会員の関係会社等を含む。以下同じ。)のいずれも、CIPA DC-005 および規格書に関して、商品性、特定の目的への適合性および非侵害の保証を含め、いかなる保

証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行いません。

- 2 . CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社のいずれも、申請人および申請人の関係会社等による規格書の使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害をいいます。)についても、適用法で認められる限り、一切の責任を負わないものとします。たとえ、CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
- 3 . CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社のいずれも、CIPA DC-005 および規格書の使用に起因して生じたまたは生じうる知的財産権に関する紛争について、防御、協力または補償する義務を負わないものとします。

#### **第7条(期間)**

- 1 . 本書は、下記同意日に発効し、終了されるまで有効に存続します。
- 2 . 申請人は、第2条第1項にしたがってCIPAから提供された規格書を使用するために必要な情報および規格書のすべてを廃棄することにより、本書を終了させることができます。
- 3 . 申請人または申請人の関係会社等が本書のいずれかの条項に違反した場合、本書は直ちに終了します。この場合、申請人および申請人の関係会社等は、速やかに、第2条第1項にしたがってCIPAから提供された規格書を使用するために必要な情報および規格書のすべてを廃棄するものとします。なお、CIPAは、本項の違反について、CIPAが採り得る一切の法的権利および救済手段を留保するものとします。
- 4 . 申請人は、本書の終了後直ちに、CIPAに本書が終了した旨の通知を行うものとします。
- 5 . 本書が終了した場合でも、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、本条第3項、第4項および本項ならびに第9条の規定は有効に存続するものとします。



年 月 日

## CIPA DC-005 に関する声明書

一般社団法人カメラ映像機器工業会御中

申請人住所：

申請人（会社）名称：

代表者またはその代理人：

印

TEL：

当社および当社の関係会社等が所有するCIPA DC-005 に関する必須知的財産権の許諾条件は下記（または を選択）とします。ただし、いかなる場合であっても、CIPA DC-005 の必須知的財産権について、他のCIPA DC-005 採用者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件とします。なお、本声明書は、CIPA DC-005 の入手に関する同意書の要求に従い提出されるものです。

記

許諾条件：

CIPA DC-005 を採用する者に対して、合理的かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。

CIPA DC-005 を採用する者に対して、無償かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。

（ か 、 どちらかを必ずご選択ください）

以上